

daily コラム

2017年7月26日(水)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル7階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

リース資産の経理処理

契約途中での買い替え

よくあるケース

リース資産のリース途中に「新機種が出たため新機種に替えて再度リースを組みなおしませんか？」と勧められた事はありませんか？このような場合リースの残債は新機種のリース料に上乗せされてリース契約は組まれます（厳密に言えば、所有権移転外ファイナンスリースです）。

経理処理は2つあります

リース料の処理を「賃借料」あるいは「リース料」の科目で支払いの都度経費処理している場合は、新リース契約によって組まれたリース料を従来通り支払いの都度、経費処理すればことは済みます。

平成19年の税法改正によりリース資産を資産計上している場合がチョット面倒です。

リース資産を資産計上している場合

事例でご説明します。

当初リース契約時の処理

資産 500万 消費税 40万 期間 5年
(リース資産) 500 (リース債務) 540
(仮払消費税) 40

3年経過後、新機種変更契約時の処理

新機種 300万 上乗せリース残債 200万
消費税 40万 期間 5年

当初資産はリース期間で均等償却（リー

ス期間定額法）してありますからその簿価は200万となっております。これに対してリース債務の残は216万となっております。

考え方①

リース残債は免除され、旧資産は除却した。

(リース債務) 216 (免除益) 200

リース債務中の消費税 (仮払消費税) 16

(除却損) 200 (リース資産) 200

そして新たに新機種のリースを組んだ。

(リース資産) 500 (リース債務) 540

(仮払消費税) 40

考え方②

旧資産は除却されたが、リース債務は実質免除されておらず新機種リースに引き継がれた

(除却損) 200 (リース資産) 200

(リース債務旧) 216 (リース債務新) 216

新機種は300万だが新リース契約の消費税は総額に対して40万円となっている。

(リース資産) 300 (リース債務新) 324

(仮払消費税) 40 (仮払消費税) 16

実質的にリース債務が免除されていない限り考え方②が正解です。



すいません
間違えました